

いじめ防止基本方針

札幌市立中の島中学校

(令和4年7月改訂)

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 *いじめ防止対策推進法 第2条第1項

2. いじめ問題に対する基本認識

- ・いじめにあたっては、いじめ防止対策推進法やいじめ防止等のための基本的な方針等を改めて認識するとともに「いじめによって子どもたちが深く傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要がある」との認識を徹底し、いじめられた生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、対応にあたる。
- ・いじめの態様として、SNS等によるネットいじめなど発見が難しい形態もあることを受け、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの生徒の様子を注意深く見取るとともに対応にあたる。

3. 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4. 早期発見・早期対応

- ①アンケートの実施…年3回実施する。(教育相談アンケート2回、市教委いじめアンケート1回)
- ②教育相談活動の充実…年4回の教育相談(うち2回は、生徒が担任に限らず、全教職員を対象に相談できる日をもっている。)、年2回の個人懇談を通して、悩みについての調査を行い、いじめを含む人間関係についての相談を行う。
- ③家庭や地域に対して、情報提供の協力を依頼する。
- ④教職員が「小さなサインに大きな危機」という認識をもち、日常の観察と指導を行う。

※ハインリッヒの法則

…一つの重大事件の背景に29の小事件があり、さらに顕在化しない異常(兆候)が300ある。

例:深刻ないじめ(1)…悪口無視陰口叩く蹴る(29)…学校(教室)内の雰囲気悪化、規範意識の低下(300)

5. 「いじめ防止委員会」の設置

教頭、生徒支援担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、随時招集する。

6. 組織的ないじめ対応の流れ

いじめ情報の把握 ↓	・生徒と日常的に触れあい、小さな変化を見逃さない。 ・情報は学年と生徒支援部を中心に学校全体で共有する。 ・被害者の安全確保やケアを速やかに行う。
正確な事実確認 ↓	・本人、保護者の話を十分に聞き、事実や要望を確認する。 ・情報提供者や周囲の生徒、関係生徒から速やかに聞き取り、記録を蓄積する。
チームづくり、指導方針の決定 ↓	・学年会、生徒指支援部会、いじめ防止委員会を招集して、指導・支援方針を決定し、全教職員に共通理解を図る。 ・関係機関との連携も視野に入れる。 ・犯罪行為にあたりと認められるものについては、早期に警察と連携した対応を取る。 ・事案に応じて、法的に適切に対応する観点からスクールロイヤーの活用も検討する。
生徒への指導・支援 保護者との連携 ↓	・①被害生徒へのケア、②加害生徒への指導・支援、③周囲の生徒への指導・支援 ・家庭と学校と関係機関が協力して本人を支援する。
再発防止	・見守りを継続する。(被害者、加害者、周囲の生徒)

7. いじめの解決の姿…「いじめのない集団づくり」

当事者同士の謝罪によって終わるものではなく、被害生徒加害生徒をはじめ、他の児童生徒との関係の修復を経て当事者や周りの生徒全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断させるべきである。

8. いじめの未然防止

- ①優しさや思いやりのある集団の育成
・諸活動や道徳教育を通して規範意識を醸成し、ともに助け合い支え合う豊かな心を育てる。
- ②自己肯定感・自己有用感の育み
・授業を充実させ、諸活動に意欲的に取り組ませるなど、充実した学校生活を送るよう支援する。
- ③生徒主体の活動の支援
・生徒会活動などを通じて、生徒がいじめ防止のために自主的に取り組む姿勢を育てる。
- ④教職員の研修
・ゲートキーパーとしての基礎的素養を身につける。
- ⑤家庭や地域との連携
・いじめについての指導や情報提供の協力をお願いする。
・子どもが規則正しく落ち着いた家庭生活を送ることができるようはたらきかける。
・学年PTA集会などを通して、情報モラルについての保護者の役割を認識してもらう。
- ⑥命を大切にす指導
・道徳の授業や講演会等を通して、命の大切さを学ぶ。